

# アジア初の社会的企業法成立に注目——韓国の事例

岡安 喜三郎  
協同総合研究所

社会的企業は、社会的経済を分析する上で、典型的な事象である。このため、これが関係する社会的企業法は、欧州における先進的な制度であるが、いままで多くの事例がない。

この中で、お隣の韓国で法案づくりが進んでいたことは知っていたが、成立するとは考えられなかった。むしろアジア初である。日本の社会的経済の「遅れ」がまた際立った。最新動向を掲載したい。

今回報告をさせていただくことになりました協同総合研究所の岡安でございます。現在、労働者協同組合の仕事をしていますが、以前は生活協同組合、中でも大学生協の活動に従事しておりました。

今回の話は社会的企業法ということです。昨年、韓国で社会的企業に関する法律が出来そうだとか、いやちょっと難航している様だとかいう話が続いていましたが、年末にきて社会的企業に関する法律が国会を通過しました。その経過については、韓国で法制定に関わってきた人たちが、「通ってしまった」という印象を持つ速さであったと言えます。

韓国における社会的企業の運動は、韓国の労働者協同組合連合会の方からここ2・3年伺っていました。社会的企業に思い入れのある話を聞いていましたので、私も韓国の社会的企業の運動に関心を持っていました。今回、1月15日から18日まで、いい機会でもありましたので向こうに参り、社会的企業育成法成立にまつわる情報収集、労協や自活後見機関の現場視察を行ってきました。

## 社会的企業とは

法律の条項説明や狙いの話だけですと、基本情報は韓国政府等のホームページに掲載されていますので訪問する場所は少なくとも構わないのですが、実際に仕事をしている人たち、それを支援している人たち、そして制定を願って活動してきた団体等が、この成立した社会的企業育成法との関係でどういう実感を持っているのかが知りたくて、できる限り多くの団体を回ることにしました。韓国労協連はじめ現地の人たちの協力も得まして、かなり回ることができましたけれども、調査から帰国してまだ5日、皆さんの関心と期待に添う報告になるかどうか全く自信もありませんが、賢明な皆さんのことですので、私の拙い資料の中からこの辺りは面白そうだなということを見つけて、自分も韓国へ行って調査してみようかとなっていたらと幸いです。そういう形で報告をさせていただきたいと思います。

まず前提として、社会的企業とはなんぞやということについては、一般企業ではなくて社会目的というものに沿ったさまざまな営業的・営利的な要素も含めた事業活動をする企業であ

る、けっして非営利活動としてやっているのではない、という最低限の前提の上に立ってのみの報告ということでもあります。そこについての話を今回の報告で詳しくするということはありませんので、ヨーロッパで起きていることとか、アメリカで起きていることなどは、研究をされている方も大勢いらっしゃると思いますので、そこについての話ではなく、韓国を実際に見たままの話をしていきたいと思っております。

まず最初に韓国で社会的企業の法律が成立したのは、12月8日です。その日の国会で通過しました。韓国で法制定運動に関わった人も「出来てしまったという実感があります」と笑うのですが、それはさておき、今年に入って1月3日に公布されました。今年の7月1日に施行予定ということで現在準備がされています。

### 社会的企業育成法の出来るまで

この法律の目的は第1条に書かれているとおりでありまして、「この法律は社会的企業を支援し我が社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し新しい就労を創出することにより、社会統合と国民の生活の質の向上に寄与することを目的とする」ということでもあります。この「社会サービスの拡充」および「新しい就労の創出」という二つの軸がヨーロッパで社会的企業の特徴と言われているところであります。別の形で言えば、研究でこういう整理をしているということで、イタリアの社会的協同組合のA型・B型の二つの部分を源流にするような理論的な構築のなかで作られたものだと思いますが、こういう内容が明快に第1条で書かれています。

急に通ったからといって何もしないで通ったということではないようで、実際にどのような動きがあったかということです。実際に調査し

きれてない部分は「とのこと」というふうには伝聞として書いてありますから、あとで調べたい方は調べてください。

このような法律の最初のアイデアは、ムン・ボギョン（文普京・社会的企業支援センター事務局長）さんからの聞き取りによりますと、ハンナラ党、いわゆる野党のほうから出たということのようでもあります。

2003年から2004年にかけて、政府・労働部（政府の「部」は日本の「省」に対応）が『社会的就労創出方案』（ここで「就労」と訳してあるのは、韓国語の「イルジャリ」のことです。仕事場とか、働き口という意味）の研究を発表して、2004年頃から本格的に始めました。

2005年には、韓国保健社会研究院／保健福祉部で『社会的就労活性化及び社会的企業発展方案研究』が発表されています。これは『協同の発見』の171号、172号で訳しておきましたが、こういう形で労働部と保健福祉部で活動してきているということです。この活動はその後になって重要になりまして、出来た法律は一体どちらがこれを管轄するのか、共管なのかということが問題になってくると思います。

2005年の8月には、野党ハンナラ党が社会的企業支援法の立法推進準備ということで始めまして、同じときに「社会的就労および社会的企業関連市民団体の集い」というシンポジウムが開かれ、20団体ほどが参加しました。このシンポジウムを契機に市民運動と労働部との、非公式なパイプという形が出来上がってきたということです。

しかし、ハンナラ党が法案の代表発議をし、それを国会の環境労働委員会が受け付けることに至って、党政協議ということで与党と政府で急速法律制定についての協議をして、労働部の政府提案というよりも議員提案として、今度はウリ党からも別の法案の代表発議が行われる。

それが去年の3月のことであります。

それから数か月、意見取りまとめ公聴会も開かれ、さまざまな意見があったようでありますけれども、11月の下旬になりまして、法案審査小委員会が二つの案について、形式的には両方とも取り下げ、第3の案（代案）として提案するという小委員会として確認しました。それを環境労働委員会も受け入れたということでもあります。

ここまでの公式な情報でインターネットでも分かりますが、実際に聞いてみますと、実際は不十分だと評価していたウリ党の案に修正を加えたとのことでした。それは国会の勢力関係を見るとそうなりうることだと思います。当時はウリ党が強いわけですから。

ではなぜ受け入れたかということですが、それには2点ほどあります。第1は、ウリ党の当初案では「認証の取り消し」というと、元の企業まで解散することになるわけで、ハンナラ党も市民側もそのことに反対していましたが、その修正が行われたということ、また、ハンナラ党の案のほうから採用されたものがあるようでもあります。それは社会保険料の減免（特に企業負担分）と社会的企業育成委員会の設置ということです。簡単に言いますと、在野（民間）の人たちが入った委員会をつくることによって進めるべきだというものです。この修正も行なわれたので、25日に代案として採決され、12月8日に国会を通過しました。

## 社会的企業育成法が示すもの

次に、社会的企業育成法の中身について紹介します。

社会的企業育成法、名前も育成法となりましたが、感動しますのは全21条という短さであることです。非常にコンパクトに出来ています。

もっとも、詳細は「大統領令で定める云々」となっていて、基準の詳細はまだ分かりません。

第1条（目的）は先ほど紹介しました。

第2条（定義）のところでは、社会的企業とはなんぞや、脆弱階層とはなんぞやということです。脆弱階層というのは、日本では「社会的に不利な立場の人々」と言っているものですが、韓国では簡単に表現してしまっていて、言っている中身は同じものです。それから社会サービスとはなんぞやということ。連携企業というのは、社会的企業とは別の民間企業の形で、社会的企業育成法の中では特有の組立てとして出てきたものです。さらに、連携地方自治団体というのがあります。この発想は日本でも重要な組み立てになると思います。このような定義をきちんとした上で第3条に移ります。

第3条（運用主体別役割および責務）では、それぞれ国家・国は何をなすべきか、地方自治団体は何をするか、社会的企業は何をするのか、連携企業とは何をするのかということが書かれています。

第4条（社会的企業育成委員会）では、育成委員会の設置、そしてそれがすべきこととして、育成基本計画の審議、認証審査基準などを挙げています。審査基準を審議して決めるけれども、個別認証それ自体も労働部の長官に先立って審議をする仕組みになっています。委員については、労働部の次官が委員長になりますが、その他は民間、政府側の専門委員も含めた形で委員となります。

第5条（基本計画の確立）。5年ごとに基本計画を作るということです。

第6条（実態調査）。実態調査も長官が5年毎に実施して育成委員会に報告をすることになっております。

第7条（社会的企業の認証）は、先ほど言い

ましたが、育成委員会の審議を要するという  
ことです。

第8条（社会的企業の認証要件および認証手  
続）。ここは私も関心があるところだし、皆さ  
んも関心があると思いますので、何を社会的企  
業の認証要件にしているのか、次に8点ほど挙  
げて紹介しておきます。

1. どのような団体が社会的企業になれるか  
という点で大きく三つに分けて書いてあります。  
民法上の法人・組合、商法上の会社、非営利民  
間団体です。

商法上の会社というのは企業という点で分か  
りやすく、実際に会社が社会的企業になること  
を想定して、いくつかのことがその後に書かれ  
ています。

2. 有給勤労者を雇用した営業活動を行う。

きちんと有給労働者がいなければならないと  
いうことです。雇用の確保という意味において  
必ずそのことは入っていなければいけないとい  
うことです。第5項にも関連します。

3. 目的が社会的目的の実現。

これはそういうことだろうと思います。

4. サービス受患者（利用者）、勤労者等、  
利害関係者が参加する意思決定構造をきちんと  
具備すること。

こういう人たちもきちんと意思決定に加わる  
ようにしなさいということ、特に会社との関  
係でも言っているということです。具体的にど  
の様な構造になるのかということはこれからの  
話だと思えます。

5. 一定の収益を出すこと。

要するに「企業」であるということです。す  
ごいことを言っているなと思いますが、そんな  
んでしょう。

6. 第9条に従うような定款や規約等の具備。

7. 年度毎に配分可能な利潤の3分の2以上  
を社会的目的に使用。

特に会社の場合はそうすることと書いてあり  
ますから、株主へ配当は3分の1以下というこ  
とです。これが社会的企業としての特徴だとい  
うふうに言えば言えるところだと思いますが、  
国会の論戦の中でも、営利企業に国が援助金  
を出すのはおかしいのではないかという質問が  
あったときに、利益配分に制限があるのだから  
支援はありうるとなったわけです。

第9条の定款のところ、こういう項目を含  
めた定款を作りなさいと、所在地とか、いろい  
ろなことがいっぱい書いてあるのですが、その  
中で第9項が特徴的です。「解散および清算に  
関する事項」に関して、特に商法上の会社につ  
いては、「配分可能な残余財産がある場合には、  
その3分の2以上を、他の社会的企業、または  
公益的基金等に寄付する規定が含まれていな  
ければならない」とするものです。この辺りで社  
会的企業という特徴が出てくるのだらうと思  
います。ここまで来ると、社会的企業について関  
心を持って研究されている皆さんからすると、  
かなりスッキリしている法案だと感じると思  
います。

10条（経営支援等）では、経営、技術、税務、  
労務分野への各種支援もできること。

11条（施設費等の支援）。この11条はけっ  
こ重要なところでありまして、敷地購入とか、  
施設費の融資という問題について、これを国と  
か地方公共団体等も出来るようにするというこ  
とです。

また、国とかの公有地がある場合、それを安  
く賃貸できるようにするという条項が入ってい  
るわけです。リサイクル関係、農業関係などと  
膨大な敷地を必要としますし、一定の機械が  
なければできません。

12条（公共機関の優先購買）。これもヨーロ  
ッパなどのものを研究しているようですが、公  
共機関の長に対して社会的企業からのモノの生産

物とか、社会サービスについて、優先的に購入する促進をしなければいけないということです。これも社会的企業というものを振興する上でけっこう重要な施策だと思います。この辺りから全体的にそういうものを誘導するような条項が出てきます。

13条（租税減免および社会保険料の支援）。

14条（社会サービス提供社会的企業に対する財政支援）。社会的企業が二つの大きな性格を持っているという場合に、労働統合とか、仕事づくりではないほうの、いわばサービス提供のほうです。イタリア的に言えばA型のほうに対応するような社会的企業に対して財政支援を行うとしています。これが実は市民の評価からすると、「こっちはっかりでいいのか」という評価になっているところです。

15条（連携企業の責任限界）。三星（サムソン）電子、三星生命などはけっこう熱心にやっていますが、たぶん今後連携企業はいっぱい出てくると思います。責任限界ということわざをわざわざ書いていますが、書いてある中身「社会的企業の勤労者に対する雇用責任を負わないという」は一見当たり前のことです。

16条（連携企業に対する租税減免）。

17条（報告等）。報告義務ということで、イギリスのCIC（コミュニティ利益会社）基準でも謳われている、事業報告書の毎年の提出を義務づけているということです。

18条（認証の取消）。上の基準に合わなかった場合、認証の取り消しをするということです。

19条（類似名称の使用禁止）。これが今後どうなるかに関心があるんですが、社会的企業の場合、社会運動の大きな流れからすると違和感のある条文なんですね。この法律に基づかないところは使っちゃいけないとまで言うのか。ここはちょっと気になるところです。

20条（権限の委任）。

21条（過怠料）。普通に言う過料（ペナルティ）で、1000万ウォン以下の過料ということです。

以上が社会的企業育成法の端的な中身になりますが、文章は短いし、7割方、文章として訳してあるんですが、これから発表していきたいと思っています。

この下に簡単な制度疑問が書いてあります。

この社会的企業育成法に基づく社会的企業は労働部長官の管轄です。しかし、実際に進めてきたのは保健福祉部と両方なわけです。最終的に何で労働部になってしまうのかということで、今後のあり方に揺れが生じるのではないかと考えられます。

本質的な内容がどうのこうのという趣旨ではないんですが、今まで両方がやってきたのだから、共管ということもあったのだろうし、大統領府のところがやってもいいということもあるんでしょうが、出来上がった法律はそうでもない。そうすると、いままでやってきた保健福祉部の側は何をするつもりなのかという点が疑問としてないわけではない。

経過からすると、政府の裏話みたいなことを聞いたのですが、労働部は保健福祉部のほうでやらないかと言って投げたら、保健福祉部のほうがやらないと投げ返されたので自分たちがやっているんだと言っているようです。市民にはそういう説明だそうです。では保健福祉部は何もしないのかというと、それがまた次の問題になります。まだ発表もされていないのですが、別の法律を準備しているということの様です。

## 法律の背景にあるもの

日本とは法体系とか政治・行政のやり方の基盤が違うので日本的な推測は避けませんが、少なくとも背景となる運動のところは日本と違うところをきちんとおさえながら、敢えて、

この社会的企業育成法についての社会的事実について把握しておきたいというのが、4番目の「背景となる失業・貧困克服運動」です。

多くの方がご存知のとおり、韓国の現在のこの運動を語るキーワードは「IMF」です。

労働部・労働統計チームが出している「最新労働経済動向(2006.12.11)」を見てください。その中の最初の概況の部分を見ますと、97年がIMFショックですから、その影響が一気に出たのが98年です。GDPの成長率が△6.9%で、失業率も7.0%(前年2.6%)と急激に上がって大変なことになっていく。企業も倒産しているいろいろなことになっていきますが、そういう動きがあって、とにかく一致して何かを解決しなければならないという動機もあったのでしょうか、いろいろな施策をいろいろな形でいろいろな団体が組み立てるようになってきました。そして、ヒアリングのときに必ずと言っていいほどIMFという単語が出てきたというのが特徴であります。

2000年前までのいろいろな動きについては、今回の調査の目的でもないので簡単に書いておきましたが、生産共同体運動等いろいろな経験があったりして、IMFショックのときも、倒産企業を労働組合が買い取ってなんとかしようという運動の努力もあったわけです。しかし、全体的にはなかなかうまくいかないまま来てしまっているということで推移しました。

生産共同体という形の運動もけっこうあったわけで、これは事業としての存続という意味では厳しかったのだけれど、運動の経験としては蓄積されていました。どうすれば失敗しないで済むかということが蓄積されたわけですから、それが次の自活後見機関とかの運動の組立に大きく影響してきたと思います。

自活後見機関というのは、前身を自活支援センターと言い、1996年からこの運動が進み、

2000年頃には50程が全国的にありました。そうして、大きな法律的な制度の転換になったのが2000年10月1日に施行されました国民基礎生活保障法です。成立したのはその前の年ですが、「この法律の施行当時に、従前の生活保護法により指定または設立された自活後見機関および自活共同体は、この法律により各々指定又は設立されたものと見なす」ということなのです。自活後見機関は指定という考え方であり、自活共同体は設立ということなのです。これが付則の第8条にあります。

現在のところ、自活後見機関というのは「保健福祉部指定〇〇自活後見機関」という言い方があるのとおり、保健福祉部の管轄です。これに対しては一定期間のあいだにスタッフに対する援助も出ますし、そこで働こうとしている参加者のところに一定の援助が出るという仕組みの中身です。これは指定ですから母法人、もとの組織が必ずあります。

母法人、つまり誰が自活後見機関を作り保健福祉部の指定を受けるのかということですが、これが実に多彩でありまして、社会福祉法人というのは一番ありそうですが、財団もあるし、失業事業団というものもあるし、大学も自活後見機関をつくる。梨花大学などもつくっています。キリスト教を中心にした教会もいっぱい作っています。女性労働会というのがあったり、いろいろなところのこういう運動に関係するいろいろなところがこれを母体にして自活後見機関を作っています(参考「全国自活後見機関事業案内」2002.8.28発行)。

自活後見機関は2005年12月に242カ所です。今もあまり変わりませんから、設立は一段落をしています。韓国の基礎自治体数は230程なので、今後はそんなに急激に増えないだろうと韓国自活後見機関協会の会長さんが言っていました。その自活後見機関で行なう事業の一つは自

活動労働事業です。失業者とか、一定の貧困線以下の人、いわば社会扶助の受給者（主に条件付受給者）を対象にするということですが、国の予算で給付を受けながら働いて、新しい仕事づくりを、事業として成立するかどうかなども含めて試行・訓練をするという、いわば一種のワークフェアです。

自活動労働事業は、一定期間じっくりと仕事を起こす研究と試験ができて、何と外国にまで研修に出かける財政的な保障もあるんですね。ですから、人によってはイタリアまで行ってみたり、イギリスまで行ってみたり、日本にも来ています。そういう形でどういう事業が成立する可能性があるのかということ、実際に試行して、その中から出来そうな事業を組み立てていくということで、自活動労働事業が自活後見機関の重要な支援内容となるわけです。

しかし、いろいろな報告とかを見ますと、端的に言って財源上の問題で制度としてそう長くは続かないんじゃないかということが言われています。実はここで社会的企業が出てくるという文脈があると思われれます。これは保健福祉部の研究報告の中にも出てきますが、いずれにしろそう長くは財源上もたないのだから別の形が必要だということになっています。

自活共同体というのは、自活動労働事業の次の段階として存在するものです。自活動労働というのは、原則として2年から3年、リサイクルなどは3年かかったこともありますし、5年も延びる場合も中身によってあるようですけど、いずれにしろ一定期間後には自活共同体に移行しなければならないというのが原則的な考え方です。別な言い方をすると、失業保険などを出さずに、そのまま期間が経ったら生活保護世帯に落としていくよりは、中間の組立てとしては優れた組立てであると言えると思います。いずれにせよそういう形でいくということ

で自活共同体というものが作られます。

自活共同体には地方自治体から自活共同体認定書というのを得る認定自活共同体がポイントで、認定書をもらうということは、国・自治体からの随意契約とか現物給付事業の指定先、優先購入とかが認められるということです。

現物給付事業の指定先とはどういうものかと言いますと、韓国では住まい修理事業というのはけっこう広がっていて、貧困層とか、低所得者層の家の修理をするときに150万ウォンぐらまでは行政からの支援があり、その分の修理を自活共同体が請け負うわけで、その修理した分の実績を報告して、その分について行政のほうから金が来るとのことなんです。介護保険と似たような側面もありますが、いわゆる現物給付という組立ての一つの指定先になることが可能になります。

そういう過程を経て、自活共同体が普通の企業として発展できるような仕組みとなっているわけです。中には株式会社という制度を持って自活共同体を運営している所もありますし、ここ自身が多様性を持っているのだと思います。これについては私もまだ詳しくはわかりません。

韓国全体で自活共同体は、今までに全国620カ所、7,649人が参加したと集計されています。全体の数を数えますと、84業種ぐらいに細かく整理されているのですが、そのベスト5を取りますと、1位が個人看病人および類似サービス業で81カ所、2,281人です。

個人看病人というのは日本の介護ヘルパーとは違っていて、日本的な言い方をすると付添い婦さんのほうに近いようで、今のところ資格は要りません。介護保険は2008年から始まるという話ですが、それとは違って、入院した人に対して医療行為以外の生活レベルのすべてのことをやるということなので、今のところ資格は要らないわけです。これが非常に多いわけです。

実際にはこれは非常に過酷な労働です。24時間労働で5万ウォン程度です。12時間で3万5000ウォンですから、この職種で働いて生計を立てようとすると、月曜から金曜か土曜までずっと病院に泊り込む生活を続けなければいけない。そうなるあまりお金を使わないということもあるでしょうが、体がもちませんから長くは続けられないと思います。そういう意味で過酷極まりない労働です。

あとは一戸建てとか、集合住宅の建設業、建築物一般清掃業（建物清掃）、指定の廃棄物運搬業、弁当の製造業などです。

私たちの労働者協同組合などがどういう事業をやっているかというので、例えば介護で言うと、ヘルパー関係の介護保険事業対応というものが多くて、そこには50歳前後から上の女性が急激に参入してきたわけですが、こういうものとよく似ているところが現実にあるということを感じました。

## 社会的企業育成法の未来

私が感銘を受けましたのはリサイクル関係の事業の仕組み、とりわけネットワークの仕組みです。それについては、日本よりも進んでいるかもしれません。大型家電は日本と同じようにメーカー責任処理ですから手が出しにくい面があるんですが、それ以外のドライヤー、炊飯器といった小型家電を扱うところについての取り組みが進んでいました。訪問した事業所では小型家電・パソコンを分解して、リサイクルして資源として販売しています。この事業所（工場）は当初、忠北清原自活後見機関の自活勤労リサイクル事業で開始（2001年）しましたが、2004年に「プラスチック再活用選別場未来資源」を、2005年に「廃電子製品専門再活用工場未来産業」という自活共同体を設立しまし

た。2006年には（株）三星電子と事業場廃棄物再活用契約を締結しています。

自活後見機関、自活勤労、自活共同体と見てきましたが、社会的企業というのはここからのみ始まっているわけではなくて、いろいろ違うところからも入ってきています。その辺りの調査データはよくわからないところもあるのですが、いずれにしろ社会的企業というものがどういう形で来たかという一つのものとしては、社会的就労研究の発展の3段階（『社会的就労活性化及び社会的企業発展方案研究』）ということで見ることができると思います。

1998年から2000年までが胎動期ということで、ヨーロッパの社会的企業の韓国への適用の可能性についていろいろな調査をしたりしながら進めてきた時期であります。その後、実験期ということ踏まえながら、2003年の下半期から、噴出期といって非常に大きな広がりを見せていくということを研究書の中でも言っています。

そのあいだに失業克服国民財団、社会連帯銀行が出来てみたり、自活後見機関という動き以外からもさまざまなことが起こってきたわけです。そういう動きになっていったのが2003年の下半期からだったというふうに研究報告の中に書かれています。そういう発展段階があったわけで、ですから今は明らかに大きなうねりを持っているということです。

韓国の社会的企業育成法のもう一つの特徴であるネットワークの中の連携企業というものがありますが、芽というものがかなりあるようにも感じました。ただ、これは感じただけでありますから、明確にこうだというデータとして整っているわけではないんですが、少なくとも今回見て回った段階で自活共同体とか、自活後見機関協会のサポート事業とか、中間機関のいろいろなサポート事業などを見ていきますと、



出てくる名前が三星電子、三星生命、教保生命、SK、LGなどで、こういったところがいろいろな形で支援をして、そういう支援を活用しながら中間支援組織として自分たちの支援活動を進めていると見てとれます。

先ほど出た小型家電のリサイクル分野では、新製品が出た場合、メーカーは、旧製品を店から回収して、新製品に切り替えるわけです。しかし、回収したものをどうするか。処理をどうするかも大きな問題ですので、未来産業のような分解リサイクルの出来るところに無償で提供する、そういう契約を結んでいるわけです。

あるいは財政的な支援というので、「愛の手作り味」というところは弁当作成・配達ですから、結構な厨房器具を揃えなければいけないというとき、最初の資金提供をする。ここでは経費について一定の援助がありまして、広告をしながらもそういう財政支援があったりする。

さらに自活後見機関協会の産婦支援活動には三星生命の支援があったり、障害者統合事業に関してはSKが資金提供をしてプロジェクトが進むようにするとか、そういう意味で連携企業というような芽というものがいろいろな形にあります。ですから、法律の中に「連携企業」はまったく新たな概念ではなく、実際に実践されてきているものだと感じました。これが連携企業の社会的事実ということです。

もう一つ、先ほど噴出期のところで、広がりを見せて多元化されたと言いましたが、これは社会的企業という意味の多元化だけでなく、中間支援機関の多元化というのがあるわけです。

例えば、社会的企業支援センターというのがあります。これは金弘一神父が所長、文普京さんが事務局長でいまして、私たちが訪問した所です。京畿道の広域自活支援センターも訪問しましたが、これは京畿道という行政の機関でして、その仕事を自活後見機関協会京畿支部が受

託しているものです。ここも社会的企業支援を活動の第一に掲げています。これと同じような支援センター事業を仁川と大邱でもやっています。

「失業克服国民財団 共に働く社会」という団体も社会的企業の支援を打ち出しています。社会連帯銀行というところにも訪問しました。やはり社会的企業を支援しています。マイクロクレジットですが、これは法的には銀行ではないようです。利息が0～4%で、1人1～3万ドル程度融資ができるというので、そんなことがなぜ可能なのかと逆に心配になりました。基本的にはNGOのつくり方で、スタッフ等に対する基本的な支援というのは保健福祉部が5年間の期限の中で一部補填している様です。とにかく政府の支援があちこちにあります。

自活後見機関協会自身は会員の親睦的な要素を持っている協会なので、そこ自身が事業をするという力はないわけです。そこで付設自活情報センターというものを作って、ここに保健福祉部からいろいろな事業を受託しています。

こういう形で社会的企業の動きを支援する団体が様々あります。これは経営指導支援、マネジメントの仕方を指導するところから実際の事業といっても、資材をどこから買うのか、どこに販売すれば実際の収入になるのかということのネットワーク作りの支援をしています。そういう中間支援団体の存在が特徴的です。

ここまでの韓国に行って得た中身の太枠についての報告ですが、最後に、社会的企業育成法成立の今後ということで、意見を言わせていただきます。

韓国の人に今後どうなっていくかと聞いても、まだ出来たばかりなので何とも分からないという人が多く、まだ施行規則や大統領令もありませんので何ともいえません。いずれにせよこれがなければ動きが始まりません。施行規則

が作成されるのが3月の様です。

施行規則の下話では、「社会的企業支援センター」みたいなものを労働部の下に、2カ所ぐらい設置する予定だそうです。一つは直で、一つは委託するということでしたが、それでは同じ名前の支援センター（所長金弘一神父）がその委託を受けるのかと聞いたら、その考えは今のところないということでした。この運動自身は、委託を受けると自分たちの活動の幅が狭くなってしまふという危惧を表明していました。協力はするけれど、市民側はやることがまだまだいっぱいあるような気がするので、手足を縛られないでいろいろなことを組み立てたいという意向でした。これが社会的企業育成法成立後のスタンスの一つの特徴であると思います。

社会的企業の目的を就労創出とサービス提供というふうに分けたときに、労働部はサービス提供のほうに重点を置いている。これでは不十分だという見解が社会的企業支援センターの考えでした。就労創出は保健福祉部管轄の自活共同体などに実績があるということもあり、労働部では効果を出すためにサービス提供重視になっているようです。

では実際に韓国の労働者協同組合連合会はどのような方向に向かうのかということですが、とりあえず今回の場合は直接運動させない。すなわち労働者協同組合がすべて社会的企業の認証を受けるわけでもない。受ける労働者協同組合があれば、受けないものもあるわけで、まだ要検討の段階であるとのことでした。ただ、韓国の労働者協同組合連合会は、社会的企業のような事業体が増えてくることを想定して、いわゆる一般企業ではない、オルタナティブ企業（代案企業）の連合会という組立ての考え方も検討しています。彼らの一つの組織ビジョンでもあります。

## まとめ

第一に、韓国のこの法律の制定速度が速かったというのが市民側の認識にあるということである。

いろいろな不十分点があるので、一線を引いた上で「市民の力によって強化する」ことのようにです。実際の市民のほうは、「これで一段落」ということで気持ちが落ち着いてしまっている（「冷めている」と使った）ようなので、もう一度きちんとしてしようとしているようです。

第二に、失業克服・貧困撲滅の運動にはさまざまな団体が取り組んでおり、その多様性は自活後見機関の母法人の多様性の中にも表れています。

いろいろな中間支援団体が今後どうなっていくのかという問題ですが、社会的企業の管轄は労働部でありますから、保健福祉部との関係はどうなるのかというところがまだ残っていますので、そういうことも含めて今後どうなっていくのかということはありません。いままでやってきた自活勤労制度とかいうのは、財政動員の限界があるので、社会的企業という発想に変わってきたところがあります。今後の社会的企業と自活共同体との関係なども含めてどう見ていくのかということですが、保健福祉部のほうも、別の法律を考えているようであるということまではなんとなくわかりました。自活後見機関に携わっている人たちもそれを期待しているふしがあります。

いろいろな中間支援団体が多様であるということと同時に、ネットワークは大企業も含めて広がりを持っている。ある面においては優位性であります。いずれにしろ我々が吸収し・検討する側面はかなりあるのだろうと踏んでおります。

第三に、労働の主体性・優位性をどう担保す

るか。換言すれば協同労働がこの流れの中でどう優位性を示すことができるかということであります。

要するに、社会的企業の運動は、働き口をつくってあげます、皆さん働きませんか、という運動であってはならないのです。政策や一部財政、市場アクセス確保として支援するということはあるが、「つくってあげますから、さあ、いらっしゃい」となると、やや違った側面が出てきます。

1年半ほど前、生協総研が四谷で研究フォーラムを開催した際に「労働市場における社会的企業の役割」の報告をされたイギリスのマイク・エイケン氏が、社会的企業がゲッター化する危惧もあるということを言っていました、ゲッター化する危惧の一番大きな要因は、「労働者を主体にしない、やってあげます」運動の反映ではないかと思っています（実は氏に質問しましたが、その点の回答はもらっていません）。労働の主体という問題をきちんと捉えていくことによって、労働者の協同強化と同時に働く人自身が利用者や近隣社会との直接の関係をどうつくるかなどの組立てをするなかで、ゲッター化の問題を克服できると思うんです。

視察中にソウルでシンポジウムをしたときに、労働者協同組合が制度や法律で社会的企業を語るときには、実践的にはイタリアの社会的協同組合を想定をして考えると私は言ってきました。協同労働という軸を抜いて社会的企業の実践を進めていけば、労働統合の型の場合、ゲッター化の危険が覆いかぶさるんだということを感じるのです。

韓国の場合でも、その問題については特にマルチステークホルダーの意思決定のところフランスの例を出して法律説明がされていますけれども、意思決定に参加するということは当然のこととした上で、労働の主体、協同労働につ

いてもきちっと見ていきたいと思います。

第四に、類似名称使用禁止条項の及ぼす影響についてです。

韓国では実際に多くの団体が社会的企業と名乗っているわけです。韓国の文化や制度をよく理解していないまま危惧することは差し出がましいと思いますが、この法律をそのとおり読むと、こんご認証抜きに社会的企業とは名乗れなくなります。ただ、既得権というか、大きな流れとして名乗ってしまっているところは「そう簡単に名乗るな」と言えない部分もあるのではと推測します。いずれにしろ法施行前に名乗っている企業はどうなのか。既存団体については既得権で済むのですが、新規の団体はそうはいきません。そこに違いが生まれるのだとするとまずいわけで、そこを今後見ていきたいと思っています。

この類似名称使用禁止条項というのは、例えば各種協同組合法、会社法等々から類推して当然と見えるようですが、社会運動として見た場合、運動の類型名称という面は否定できませんので、社会的企業についてこの禁止条項はちょっと気になるところです。

いずれにせよ、そういうことがいろいろありながらも、日本と比べて、IMFショックから起こったさまざまな立ち上がりのなかで、三星電子など急激に立ち直った企業ですが、そういう大企業がこういう運動の中にもきちっと入っているというのは、なかなか優れた運動だなと感じた次第であります。こういうものを見ながら、今後の日本の中身も見ていきたい。その意味では大きな刺激になったということでありませう。

以上で私の報告は終わりにしたいと思います。

なお、この報告に関しては以下の資料を参考に

しました。またその後の資料についてもご参照ください。

＜参考文献・資料＞

- 「法律第8217号社会的企業育成法（日本語訳）」協同総研（『協同の発見』177号2007年4月発行）
- 「全国自活後見機関事業案内（韓国語原文）」保健福祉部・韓国自活後見機関協会（冊子2002年8月28日発行）
- 「自活事業総合報告書（韓国語原文）」韓国自活後見機関協会（冊子2006年10月発行）
- 「最新労働経済動向（韓国語原文）」労働部／労働統計チーム（2006年12月11日発行）
- 「社会的企業法制定推進の現況と解説」文普京（『協同の発見』170号2006年9月発行）
- 「市民社会陣営独自の社会的企業法制定を推進した理由と制定の展望」文普京（同上）
- 「社会的企業法に対する市民団体・民主労働党の検討意見（同上）」
- 「社会的就労活性化及び社会的企業発展法案

研究 要約版上下」韓国保健社会研究院／保健福祉部（『協同の発見』171号、172号2006年10月、11月発行）

- 「韓国での協同労働の発展—生産共同体から社会的企業に」嚴兄植（『協同の発見』173号2006年12月発行）
- 「韓国の社会的企業法をめぐって」岡安喜三郎（『協同の発見』177号2007年4月発行）

（『協同の発見』は協同総合研究所の所報、月1回発行各千円）

連絡先

協同総合研究所

tel : 03(6907)8033

fax : 03(6907)8034

E-mail=kyodoken@jicr.org

URL=http://jicr.org/

## 第20回 社会的企業研究会

- ・ 報告：「市民金融と社会的経済」  
多賀俊二さん（労金協会）
- ・ 日時：6月25日（月）午後3時より
- ・ 場所：賀川豊彦記念資料館（予定）